

令和8年度生徒心得

生活面

生徒が、自己実現を目指す個人として成長するとともに、責任ある社会づくりの担い手としても成長し、社会の中で充実して生きることができるよう、生徒の本分である学業と自己の成長に努めるための望ましい行動規範を「生徒心得」として示すこととする。

生徒は、この行動規範の意味するところを理解し念頭に置きながら学校生活を送り、その時その場で、何が正しいか、どうすべきかを判断し行動する。

学校生活

1. すべての生徒は、相互に信頼し合い、協力し合って人間関係を大切に作る。
2. 自己学習力の向上に努め、学業に専念する。
3. ホームルーム活動の充実を目指して努力する。
4. 生徒会や部活動に主体的に参加する。
5. 学校生活の環境を整えるために、清掃美化を徹底する。
6. 登校にあたっては、通学マナーを守り授業開始時間を厳守する。
7. 常に礼節を重んずる。

登下校時の交通安全について

1. 交通法規を厳守し、交通安全に努める。
2. 自転車通学は許可を得て行う。
3. 自転車通学許可者は、誓約した事項を厳守し安全運転に努める。
4. 徒歩で通学する際も、一般の方々・交通の迷惑にならないように登下校する。安全に十分注意を払い、歩きスマホ等、注意が散漫になる行為は絶対にしない。

服装・頭髪等について

本校指定の制服・体操服を正しく着用するとともに、本校生としての品位を保った身だしなみを心がける。

1. 制服・体操服

登下校や校内外活動、学校行事、校外部活動時は、本校指定の制服・体操服を正しく着用する。

2. 防寒着

必ず制服・体操服を着用した上に着用する（詳細については別途指示）。

3. 靴

登下校時の靴は、革靴もしくは運動靴（雪・雨天時は長靴・レインシューズ可）とし、校内では本校指定の上履き、体育館においては本校指定の体育館シューズとする。

4. 化粧等

化粧、カラーコンタクト、ネイル等はしない。

5. 頭髪

染髪・脱色・パーマ・エクステ等、頭髪への加工はしない。

6. 装飾品

ピアス、ネックレス、指輪等、学校生活に不必要な物は身につけない。

7. 異装許可について

特別な事情により異装(制服・体操服以外の着用)を必要とする場合は、あらかじめ生徒部に届け出て、「異装許可」を得る。

8. 休日・長期休業中について

休日・長期休業中の部活動時は制服・体操服に加え部活動で揃えた服装(あらかじめ生徒部に許可されたもの)での登下校を可能とする。

スマートフォン等について

1. 授業中は必ず電源を切り、鞆の中にしまっておく。
2. 授業中の使用は、教員の特別な指示・指導がある場合のみとする(詳細については別途指示)。
3. 試験中の使用及び作動・身につける行為等は、カンニングと同様の不正行為及び迷惑行為となるため絶対に行わない。
4. SNS等のネット上の問題行動、(誹謗中傷・人権侵害・写真や氏名等の個人情報の無断開示)は絶対に行わない。
5. ワイヤレスイヤホンやウェアラブル端末(スマートウォッチ等)も授業中は身につけず、1~3と同様の扱いとする。

アルバイトについて

アルバイトは原則として行わない。ただし家庭の事情等で、アルバイトを強く希望する場合は、担任に相談し学年主任の許可を得た上で、生徒部に届け出て指導を受けてから行う。

バイク乗車等について

1. バイクの免許取得・車両購入(貸し借り含む)・運転・同乗は行わない。
2. 自動車についても、上記バイクの禁止事項と同様、免許取得・車両購入(貸し借り含む)・運転・同乗は行わない。保護者の車両はその限りではない。

その他の注意事項

1. 貴重品(現金を含む)や学校生活に不必要な物は持ってこないこと。特に貴重品を持って来た場合は、必ず個人ロッカーに入れて自らの責任で管理すること。
2. 教科書等の所持品は各自で責任を持って管理し、教室・更衣室等に放置しないこと。
3. 校舎・校具等の公共物を大切に使う。誤って破損等した場合は、速やかに生徒部に申し出て指示に従う(基本的に、弁償の対象となる)。
4. 落とし物をした、拾得した場合は、生徒部に届ける(保管期間は1年間)
5. 二足制を順守し校内を清潔に保つ。
6. 校内で特別な活動をする場合は事前に生徒部に届け出て承認を得る。尚、校内で火器を使用する活動は認めない。
7. 校内で個人または団体が印刷物を掲示・配布する場合は、規定に従い生徒部に許可願を申請し承認を得る。